

平成21年第7回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成21年12月10日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	大 后 治 雄 君	副委員長	御 殿 谷 一 彦 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	関 田 貢 君
委員	粕 谷 洋 右 君	委員	石 川 庄 太 郎 君
委員	下 条 学 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

4 番	粕 谷 久 美 子 君	6 番	中 村 庄 一 郎 君
1 5 番	長 瀬 り つ 君	1 8 番	中 間 建 二 君
2 2 番	二 宮 由 子 君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	石 川 和 男 君	事務局次長	桜 井 輝 幸 君
議事係長	小 島 裕 治 君	主 事	新 井 利 恵 君
主 事	指 田 弘 安 君		

出席説明員（14名）

副 市 長	小 飯 塚 謙 一 君	教 育 長	佐 久 間 栄 昭 君
市 民 部 長	北 田 和 雄 君	子 ども 生 活 部 長	木 内 和 郎 君
福 祉 部 長	榎 本 豊 君	学 校 教 育 部 長	阿 部 晴 彦 君
社 会 教 育 部 長	窪 田 き く 江 君	学 校 教 育 部 参 事	今 城 徹 君
産 業 振 興 課 長	木 下 恒 雄 君	子 育 て 支 援 課 長	関 口 順 孝 君
市 民 生 活 課 長	吉 沢 寿 子 君	福 祉 部 副 参 事	原 島 真 二 君
障 害 福 祉 課 長	原 與 四 雄 君	給 食 課 長	猿 橋 壽 一 君

会議に付した案件

- (1) 21第9号陳情 東大和市学校給食計画（案）に関する陳情
- (2) 21第10号陳情 学校給食計画（案）の撤回・再検討を求める陳情

- (3) 2 1 第 1 2 号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情
- (4) 2 1 第 1 3 号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
- (5) 2 1 第 1 4 号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センターの早期建設を求める陳情

午前 9時58分 開議

○委員長（大后治雄君） ただいまから平成21年第7回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（大后治雄君） 21第9号陳情 東大和市学校給食計画（案）に関する陳情、本案を議題に供します。

初めに、前回の委員会で要求いたしました本陳情に関する資料についての説明を求めます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 「21第9号陳情の資料要求 内容」という表題がついております資料をもとに御説明申し上げたいと存じます。

資料要求は4項目ございまして、提出した資料は項目別に分けてございますけれども、よろしゅうございませうでしょうか。提出資料の一覧という中ほどにございますように、合計で件数としては37件提出をさせていただきました。提出資料の一覧の左の端に「項目」というのがございまして、そこに一段目に例えば①1と表示がしてあって、①12までございます。これは、資料要求の①の項目、「学校給食センターについて平成20年4月に市長が検討の指示をした以降調査した資料や報告書」という12件の件名を日付順で表示したものでございます。

②以下は次のページにまたがっておりますが、こちらの15件につきましては、会議の内容等がわかるものということで、②1から、次のページの②6までが教育委員会関係です。②7から15のところ、こちらが市長部局と都の打ち合わせの記録でございます。中ほどの③1から9までが資料要求の内容の庁議などの報告、検討、決定などの資料でございます。そして、最後の④、1点が方式別の比較等の資料ということでございます。

以上37件を提出させていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（大后治雄君） 説明が終わりました。

それでは、前回の審査に引き続き質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 前回の委員会で私はきょう提出された資料などによって、第一、第二給食センターの用地を早く売りたいという市側の意向があつて、それが優先されてきたという問題について、お話しさせていただきましたが、その内容はきょう出された資料の②7から13までの調整会議の中身も皆さん、これ資料をごらんいただいたと思いますので、よく御理解いただいたんではないかというふうに思います。それで、具体的な質疑に入りますけれども、資料の2①と3②にかかわってですが、前回私は5月7日の市長、副市長、教育長、企財部、学校教育部、この会議、それから翌日の教育委員懇談会の中で、用途地域の関係で建て替えは不可能という事実と違う説明をしているという話をさせていただきました。事実と違う説明をして、そのままそれで審議をされて決められるというようなことがまかり通っていいのかという質問をしましたが、用途地域は違つても、既存不適格で建て替えはできるというのは、この間の議会の一般質問等の中でも明らかになった問題です。これに対して学校教育部長は、建て替えができたとしても、一つは最新の衛生管理基準を満たすものではない。それから二つ目に個々食器の導入はできない、そういう意味で不可能と説明してきたんだ、というふうに前回答弁されました。

しかし、この2①と3②を見る限り、そんなことは言っていないというふうに思います。2①、ここでは2ページ目ですね、建て替えについて、「現在両センターのある土地での建て替えは、用途地域が変更されているため不可」と書いてあるんです。つまり個々食器の問題とか、最新の衛生管理基準を満たすものは不可だということを書いてないんですね。

それから3②についても、その添付のところですね、添付されている中で「学校給食計画（案）について」というところですか、「現在の第一、第二センターは用途地域の関係で建て替えが不可能」と書いてあるんですね。これは、前回の学校教育部長の答弁が違うということ、この資料は示しているんですよ。だから違う説明をされた上に、また違う答弁をされるというようなことはやめてほしいと。きちっと事実に基づいて答弁もお願いしたいというふうに思いますが、いかがですか。

それからもう1点は、資料の②1の中で、これも前回質問したんですけども、3ページ目ですね、平成13年第一学校給食センター建物診断委託を行って、「平成8年時点ですでに危険建物に該当と判定される」という記述があります。これは、それぐらい危険なんだから早く建て替えなくちゃだめなんだということなんだろうと思うんですね、教育委員懇談会で説明された内容は。私その後危険建物というのが、どういうものなのかというのをちょっと当たってみたんですけども、私が当たった範囲で危険建物という概念がどういうものなのか、よくわからなかったんですよ。この第一学校給食センターの建物診断委託を平成13年にやったということになっていて、「平成8年時点ですでに危険建物に該当と判定される」ということですが、この内容について、前回お聞きしましたがけれども答弁はありませんでしたので、どういうことだったのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、2⑩のところ、これも前回きちっと御答弁ありませんでした。ここで、最初のところで「副市長指示伺いの結果報告」というのが出ています。ここで副市長は「1年間、検討してきた結果を教育委員会から議会に示す必要がある」というふうに指示を出しているんですね。ところが、その裏をめくると下のほうに「教育長のご指示」というのがありまして、「中間報告はしなくてよい」という教育長の御指示があったというふうになっているわけです。そこで、副市長がなぜ議会に報告する必要があるという判断をしたのか、それから教育長はなぜ中間報告、議会へしなくていいという判断をされたのか、この点について伺いたいと思います。

それから、陳情の第1項目で「教育としての学校給食に対する教育委員会の考えを、まず市民に明確に示すよう、議会として要請してください」というのが出されています。学校給食法の第2条で七つの目標があります。前回教育委員会として、この達成のためにどういう活動をされているのかという御説明いただきましたけれども、この実現のために現在の給食センターが具体的にどのような活動をしているのか伺いたい。

それから、学校給食をよくしようということで、この間調査研究されてきたわけですから、その中で他の給食センターのケース、それから自校方式のケースなどで、この点でつまり学校給食法の第2条で示されている学校給食の目標を達成するために、給食センター、もしくは自校方式の中の場合、何ていうんですかね、中にあるわけですね、給食を調理する施設が。そこがすぐれた取り組みをしている事例、それぞれ具体的にどのようなことがされていたのか、ぜひこれ紹介していただいて、教育委員会が学校給食の問題について、本当にまじめに取り組んでいるんだというところを示していただきたいというふうに思います。

それから、陳情の3項目目ですけども、「給食センターを新たに建設することについては、市民や給食利用者、食育に関する学識経験者などを含む検討委員会を設置するよう、議会は教育委員会に要請してください」というふうになっています。前回の委員会の中で、この検討委員会というのがどういふ方々で構成されているのかということで御説明いただきました。校長先生が3名、それからPTAの会長さんが6名、合計9名で構成されているということでした。私、前回と前々回のこの検討委員会を傍聴させていただいて、やはりこのメンバーでは極めて不十分だというふうに感じました。

一つは、桜が丘市民広場が削減されるという計画なのに、不利益を受ける当事者、もしくはそういうスポーツ関係者は全くここにいないということですね。それで、この前々回の検討委員会の中で桜が丘市民広場利用者の方が、やはり被害というか不便をこうむるということで、その方々はどうなんだろうという質問が検討委員の方からありました。これに対して、「主にはやはりサッカーをやっている方々です」という話があって、「反対されているということと同時に、その後いろいろ要望は出してもらっています」という回答を学校教育部長はされていたわけです。この点で、一つは主にサッカー関係の方ですという回答そのものが、私は極めて不十分なものだというふうに思うんですね。

きょう前回資料要求した中で、桜が丘市民広場の使用団体の一覧をいただいたわけですが、あそここの桜が丘市民広場は現在A面とB面と、AB両面、全面を使っている団体があります。これでいくと、平成20年度に全面を使用している回数が290回、それからA面を使っている回数が197回、B面を使っている回数が464回というふうになっています。これが縮小されると、A面、B面、全面という三通りの使い方はできなくなる、つまり一通りの借り方しかできなくなるということですから、サッカー協会どころか、ここを使っているすべての団体が大きな影響を受けるわけですが、それについての説明がされなかった。さらに、サッカー協会についても先ほど言いましたけれども、要望をいろいろ出しているということ、これは確かに事実ですが、それだけ言うと現在も反対だと、反対をし続けているということについて言われなかったために、聞いているほうは最初は反対したけれども、いろいろ要望を出して条件闘争に入ってきているのかなというニュアンスで受けとめるようなやりとりだった。ですから、やはり検討委員会のメンバーがPTAと校長先生というところに限られているために、そこら辺の実際の問題が全面的に明らかにされないという内容になっています。ですから、やはりこれは極めて不十分だと思ったのが1点です。

それから、2点目は新たな施設を建設するという、しかも別なところに建設をするということを検討する検討委員会なのに、建築や都市計画の専門家もいないという状況で、これもそこでも配付された資料で、きょうも資料の中では④の給食方式の比較、これ配られましたけれども、例えばこれの「小・中学校合わせたコスト比較」という表があります。ここで私教育委員会に確認したんですけども、ここで例えばイニシャルコスト、ランニングコストという言葉があります。イニシャルコストについては、主要事業計画計上額から調理業務委託を差し引いたものがイニシャルコストだというふうにして書いてあるんですけども、実はこれ確認したところ不正確な表現で、イニシャルコストについては主要事業計画の計上額から、ランニングコストの半年分を差し引いたのがイニシャルコストだというのが正確な表記なんだということがわかりました。不正確な表記だったんですね。これ何ていいますかね、コスト比較ですから、そういう詳細なことがきちっとしないと資料としても意味がなくなるものなんですけれども、そういう質疑、やりとりも行われなかったという状況ですから、これはやはりこの表が出されてもよくわからないんだなというふうに思わざるを得ないということですね。

それから、委員のメンバーが不十分だということと言うと、市の計画との整合性を検証するような役割を担える方もその中にいないということです。これは、今のイニシャルコスト等のことですが、ここでは小中ともセンター方式8,000食、Cというものについてはイニシャルコスト19億3,400万円と出ています。それから、小中センター方式5,000食の場合は15億1,500万円がイニシャルコストだというふうに出ています。これを、ここから主要事業計画の計上額が幾らなのかということを見ると、Cの場合は19億3,400万円のイニシャルコストからランニングコスト②調理業務委託の場合の2億3,000万円の半分、1億1,500万円、それを足した金額が主要事業計画計上額ということになります。そうすると、8,000食つくる場合は20億円を超える主要事業計

画計上額になるわけです。

それから5,000食のDの場合は、15億1,500万円に1億6,250万円を足した16億3,000万円ぐらいが主要事業計画の計上額になるわけです。ところが（発言する者あり）これで終わりますから、東大和市の元気な東大和再生プランで分野別計画の中で、学校給食施設建設事業というのが出ていますが、ここで主要事業計画にのせられているのは16億3,817万円です。そうすると、この元気な東大和再生プランにのせられている主要事業計画計上額では、8,000食はできない、5,000食だということになってしまうわけですね。その一方で、この検討委員会で学校教育部長は「8,000食をやりたい、視野に入りたい」、こういうことを言い続けているわけです。そこら辺についてもきちっと検証するという、役割を担えるという人もこの検討委員会の中にはないということですから、やはりこの3番で言われているように、もっと広範な客観的にこの計画を吟味できる、そういうメンバーで検討委員会を構成すべきだと思います。その点での御意見を伺いたいと思います。

○副市長（小飯塚謙一君） 資料の②11のところに書いております、私のほうから教育委員会に指示した内容でございますが、なぜそのような指示をしたということでございますが、当然この給食センターについては、長い間検討しまして、前施設につきましてはいろいろ問題がありまして、財政的な問題とかありまして、凍結したという経過になっております。その後1年間を経過して教育委員会のほうで検討しましたので、凍結したものを今後動かすのであれば、議会のほうに事前に話す必要があるんじゃないかという形で、私のほうからはそのような形で指示したところでございます。

以上でございます。

○教育長（佐久間栄昭君） その裏に、私のほうからまだ早いという話をしたということですが、確かにそういうふうにはみんなには言いました。これは、やはりもう少し詰めて、この時期まだ各市の状況を調査していた時期ですから、市がどうしようかということまではいっていなかったということから、それがあつた程度教育委員会としても方向性が定まった時期で、皆さんにお話しすべきだろうというふうな判断をしたということになります。それ以後、会派別の御説明をしたり、全協でお話をしたというところにつながっていったということになります。

ほかの件ですけれども、まず用途地域のことで、これは一番最初私が今の現地のところ、現状のところ建てるのは無理ですねと言ったのは、最初に言ったのは私でありました。これはやはり第一給食センターも、あの当時あそこに建てたのは、何で建てたんでしょうねという話になって、用途地域が住居なんですかね、その話もありました。第二センターは当初工業地域だったところに、後で住居地域に変わったといういきさつがあります。そうすると、まずそういう意味で問題があるのは無理だねと言ったのは僕でありまして、その後もそれをいろいろ考えていくうちに、論議をしていくうちに、何回も申しますように、市が市民に対して、あるいは企業に対して、法の遵守ということを言っていますので、そういう意味で行政が、ほかに全くないならば話があるんですけれども、今の候補地のところも少なくともあるわけですから、そういう点で現状のところへ建てるのはやめにしようと言ったのは私であります。

それから、検討委員会のことでありますけれども、9名にして給食センター運営委員会の中で検討してもらって、そこに専門部会、小委員会を設けて検討してもらおうと言いだしたのも私でありまして、委員さんがスポーツ当事者である、そういう関係者が入っていないということをおっしゃっていますけれども、これはスポーツの関係する方はどうしても影響あるわけですから、それは私たち市が説得すべきであつて、こういう委員会で委員さんに入ってもらって議論をしていただくと、そういうことじゃないというふうな考えています。

その点を受けて、これから主にサッカーですけれども、そういう方々に説明していくと。あるいは、ほかの影響ある方も説明をしていくということになります。

それでA面、B面、両面使うときは、やはり正式な試合のときは割合少なくて、AとBで少年が野球の練習をするというときにはAB両方使っておりますが、大人の野球のときは、やはりあそこは今の段階でも1面で使用するという以外にはできませんので、そういう点で練習ならば今縮めたところでもA面、B面、利用できるんじゃないかと、そういうことは我々としては考えているところであります。

それから建築の専門家ですね、そういうものも入っていないというふうにおっしゃいますけれども、コストの計算やそういうものについては、まだそこまではいつている段階じゃないと。それは、具体的にここに建てるということが決まれば、方向を決定すれば、そういう方の知恵をかりてやっていくと、そういうほうに進むべきであると思ひまして、現在では給食センター運営委員会の中の専門部会というところで、給食のあるべき方向性、そういうもの、主に建て替えを中心とした論議をしていきたいと、そういうところであります。

私のほうは以上です。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 建物の関係でございますけれども、危険な建物ということで、要は当市の二つのセンターは現状耐震化等も施されず、第一センターは40年が経過し、第二センターもまもなく40年迎えるというようなことで、施設としては耐力といたしますか、耐える力が芳しくないという部分が現実でございます。そういうことで、今回これを課題を解決するために、そういうことで取り組んでおるところでございます。

また、給食センター、あるいは自校式ということの比較の中でのお話がございましたけれども、今回資料の④で「給食方式比較表」というのも提出させていただいておりますが、自校式もここにメリット、デメリットございますし、今回計画している給食センターにつきましても、やはりメリット、デメリットがあると、それぞれ一長一短はあるだろうと考えております。一番御意見として多いのが、自校式だと各学校で目の前で調理するといひますか、そういうことで調理員の方と子供たちの触れ合う機会というのが濃密になるんじゃないかと、そういうようなことがございました。食育の観点でそれは望ましいのではないかとということもございすが、現センターでどんな取り組みをしているのか。あるいは、今後センター方式でそういうものをどのように対応していくかということは考えております。現センターでの取り組みにつきましても、栄養士、栄養教諭、あるいは調理員が学校を訪問し、地産地消ということもあって、市内の畑でどういうものがとれて、食卓に上り給食に出されているのかというようなことのお話をして、写真を交えたり、そういう説明をしたり、調理員の方がセンターでどのくらいの大きさの器具を使って調理をしているのかというようなことも、目に見えるような形とかで御説明をしている中で大変興味があると、そんなようなこともやっております。自校式じゃないとできないというものだけではなくて、センターの方式であっても工夫次第でそういうことが今後もやっていると申します。

また、市の計画との関係というのがございましたけれども、表示の仕方としてより正確性を求めれば、やはりイニシャルコストに対してはランニングコストというのが対比の関係だと思ひますので、そういう面では主要事業計画引く先ほど御紹介ありましたが調理委託では、よくイニシャルコストなのかどうか十分わからないというのか、表示の仕方としてはあったかなと思ひますが、言わんとしていることは主要事業計画というのは、この中から調理の大きい部分を引いたということでありまして、もっとより正確に言えば、施設の維持管理に使う光熱水費なども引かないと言えませぬ。ただここでは対比ということで、これからまた精査をしないといひけない数字でございますので、具体的に進めるに当たっては、どのようなコストが方式によって比較がされる

のかということをお勧めして説明をしていくものでございます。

また、市の計画との整合性ということでございますが、主要事業計画につきましては、夏前ぐらいから調査が始まりまして提出させていただいています。ここでも、確かに16億円ということでございますが、資料の④だと19億円、差があるじゃないかということが確かにそのとおりでございますけれども、あくまでも学校教育部としては、教育委員会としては8,000食を念頭に想定した施設をつくっていくという考え方には違いはございません。

以上でございます。

○給食課長（猿橋壽一君） 先ほど部長のほうからもお話があったと思いますが、地産地消ということで、先ほどお話ししたとおりでございます。それで、あとここで学校給食法が制定以来、物すごい改正がありましたものですから、それに伴いまして食育の関係が食育の推進ということで出てきましたものですから、ここで栄養士さんを初め栄養教諭さんが各学校へ行きまして、食育の教育をしているところでございます。当然ながら、一番の給食の基本であります安全で安心でおいしい給食づくりということがありますものですから、またこれも同じく衛生管理基準が物すごい改正があったものですから、これに合わせるような形で衛生管理を徹底するような形で給食をつくっているところでございます。

それと、今私どもの栄養士さんがかなり努力されているのは、センターでありながら手づくりでやりたいというようなこともありまして一生懸命やっております。それから、それに伴いまして季節感のある地域の給食の献立をつくりたいなんていうことを考えております。これもまた当たり前のことかもしれませんが、栄養のバランスは当然考えながら、いずれにしても学校給食法が大きな改正があったものですから、それに伴うような形で鋭意努力しているところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今の答弁についてですけども、教育長のほうから第一と第二の給食センターの用地ではできないと最初に言ったのは私ですという話がありましたけども、僕はそういうことを聞いているのではなくて、なぜ建てられないかという理由に事実と違う説明が行われ、そのままそれがずっと通されて審議がされたらと、間違った事実に基づいて結論を出したっていうことが問題じゃないかと言っているんですよ。その点どうなのかというのが一つです。

それから、2①危険建物の問題で、学校教育部長から答弁いただきましたけども、第一も第二も古くて大変だと、そういう一般的な話ではなくて、この3ページに第一学校給食センター建物診断委託をしたんだと。その結果、危険建物が平成8年時点で既に該当しているというふうに判定されたんだと書いてあるんですよ。この建物診断というものが、どういう形で行われて、その結果がどういうものだったのか。危険建物というのがそもそも何なのか、それを知りたいと言っているんですよ。

それからあと、給食センターが現在どういう活動をされているのかということで、私は具体的に知りたいと言ったのは、検討委員会を傍聴させていただいて、たしか年に1回だか2回だか、学校へ行って小学校3年生か4年生のところへ行って、そこの一つのクラスでいろんな器具を持って行って説明をするというふうに私は聞いた覚えがあるんですよ。それがどうなかって、そういう具体的な話を伺いたいです。今食育問題、大変重視されるようになったんだというお話でしたけれども、そういう点からいうと私はまだまだ改善が求められているのではないのかというふうに思うわけです。今答弁がなったんですけども、いろいろ調査をされて、この一覧表で言えば自校方式ではどこどこがやっているとか、給食センター方式はどこがやっているとかと

書いてあるわけですよ。そういうところで、自校方式だとかいう内容ができているとかという、そういう調査ですよ。ここがすぐれていて、ここまではいかないけども、新しい給食センターの中でも、こういう形のできるんじゃないかとか、そういう調査の結果を知りたいと言っているんです。結果的に、財政事情で自校方式がもし選択できないとしても、何を選択して何を捨てたのか、そういうことをきちっとわかっている必要があると思うんですよ。とりわけ、子供の最善の利益を守るという立場に教育委員会が立って、そこら辺きちっと調査研究していないということであれば、これは私は大問題だというふうに思うわけですよ。それだって、やはり給食センター建設ありきと言われても仕方がないと思うので、その点がどうなのかを伺いたいんです。

それから、これも検討委員会の中で出されましたけども、給食センターを1カ所にした場合に、現在栄養士4人が3人になるということですよ。そうすると、センターが食育などに貢献する度合いは、さらに後退するんじゃないかということが危惧されるわけです。とりわけ調理委託することになれば、栄養士は調理委託業者個々に指示したら、これは違法行為になりますから、まとめて文書などで業者の責任者に指示を出さなくてはいけないということに当然なると思うので、そこら辺の業務で縛りつけられる割合というのは、今よりも一層ふえるというふうに、普通に言えば考えられますよね。だから、その点で余計栄養士が外に出にくくなるという状況になることは当然危惧されるわけです。そこら辺のことをどう考えていられるのか、伺いたいと思います。

それで最後ですけども、学校給食センターの計画ですけども、8,000食を念頭にとか、いけそうだという自信を深めているとか、いろんなことを言っているんですけども、学校給食計画と銘打つのであれば、少なくとも8,000食はやるといふふうにしなければ審議の対象にならないですよ、これは。値しないですよ、審議する対象として。その点についても見解を伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在の施設に、なぜ建て替えができないかという部分の説明が十分じゃないんじゃないかという御質疑ですけども、（尾崎利一委員「違います、事実と違う説明がされていると」と呼ぶ）こちらに関しては、平成20年に教育委員会でもた審議といいますか、給食のあり方の再検討を始めたわけでございますけれども、これまでの経緯はどんな経緯をたどってきたのかというのを調べております。その中で、現在の施設のある場所というものが、住居系の用途地域になっていて、そこには原則建てられないということは十分承知しておりますので、建てる方法としては現在と同じ規模のものであれば建てられる。ただ、それだと教育委員会が求めている子供たちのためにということでのより安全な食、あるいは市民の長年の願いである個々食器の導入というのはいけないということの説明をしてきました。そうして、基本的に公共団体でございます市でございますから、基本的にできない部分に無理をしてといいますか、許可を得て建てていくという考えは計画、私どもでしている中ではしておりませんでしたので、そういう説明をしてきたわけでございます。

あと、危険建物ということのお話でございますが、こちらは建物の構造上の耐力というんでしょうか、耐える力がどうなのかということでございますので、診断するまでもないんじゃないかという話もあるかもしれませんが、そういう話で先ほどのように経年劣化があるということでございます。それはもう過去の平成8年当時の報告書などにも老朽化ということがうたい込まれておりましたので、老朽化しているものを今後危険な状態から早く改善するというのが求められているということでございます。

あと、センターで年一、二回小学校の3、4年生を対象にというようなお話でございますが、こちらにつきましては、3、4年生に限らず、主に小学校でございますが、ほかの学年、1年生から6年生まで給食センターの紹介をしたり、食品の名前や食品の働きについて知ろうというようなことで、食育という観点から対象

学年も3、4年生に限らずやっております。（尾崎利一委員「頻度は」と呼ぶ）頻度ですか、19年度でいえば10数回、これはそのときは第二センターの管轄の学校でございましたけれども、ほかにも中学校などの職場体験でお越しいただいたり、そのときに説明をしたりとか、いろんな形で意識しながらやっております。今年度についても、栄養教諭が配置されましたので、意識的に食育ということ、また地産地消ということをテーマに活動しております。今回市長部局とともに、市内でとれる野菜のマップの配布というものも全学校に還元をしたということもございます。

あと自校式、センター方式ということでございますが、いずれにしても学校給食ということの目的の達成の手段を、どれを選択するかということでございまして、先ほど申し上げましたように、資料にまとめましたように、一長一短それぞれあると考えております。いずれにしても、学校給食の実施ということで、学校給食法、それは子供のためにという願いでございまして、どの方式をとるかということは、別に子供のための何を選択するかということだと考えております。

あと栄養士の数の関係でございまして、仮に現在審議していただいている案のとおりでいきますと、栄養士は東京都から派遣をされておりますが、食数に応じて派遣の人数が変わるということでございます。したがって、現在2施設で合わせて4名おりますが、1カ所にまとめて8,000食となりますと3人になると考えています。ただ、1カ所のセンターに3名、今は1カ所に2名でございまして3名になる、集まるということで、お互いにカバーをし合える、そういうことで現状維持、あるいはそれ以上の食育の指導にも取り組めると考えております。

それと、最後に8,000食の――念頭にと、視野に入れてということで、私のほうで説明をしていますが、もっとはっきり8,000食でやると言ったらどうかということでございまして、あくまでも教育委員会として、この学校給食計画（案）をつくっております。候補地もまだ確定したわけじゃございませんので、8,000食を念頭にとということで御説明を繰り返しておりますが、専門部会の中でも、また全体の給食センターの運営委員会の中でも考えているのは、全小中学校に今までどおりの給食を届けるということで8,000食、全小中学校に給食を提供することを念頭に置いておりますという話はしています。ただ、8,000食ですよと、あるいは場所がここですよとか、センターですよとか、そういうことを私のほうで断定的に言うわけにはまいりませんので、8,000食をあくまでも念頭に置いていると、学校給食計画も8,000食を念頭に置いたセンター建設ということで認識しておりますし、そのような御説明を繰り返してきております。

今運営委員会、専門部会の中で御審議いただいておりますので、そちらの一定の結論が出ましたら、教育委員会に諮り、また市長のほうにも御説明をして8,000食を視野に入れればとれるのかどうか、こけちらのほうは8,000食でという念頭で、全小中学校の8,000食を提供していくという考えは変わりはありません。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ちょっと答弁漏れだと思っただけど、危険建物というのはどういうものなのかと聞いているんですよ、危険建物、それが一つ。

それから8,000食念頭問題ですけど、部長、学校給食計画ではっきりしていることは何か。桜が丘市民広場を削るということが一つ。もう一つは調理の民間委託、この二つははっきりしているけど、8,000食ははっきりしてないんですよ。優先順位が違うんですよ。まず8,000食を明確にすべきでしょう、計画として。それが柱になるはずじゃないですか。そこが不明確なまま、ほかのことはこういう形でやりたいと、本末転倒だと思っただけですよ、私は。その点で、これは検討に値しないんじゃないかというふうに言っているんですけど、その

点もう一度御見解を伺いたいと思います。

○教育長（佐久間栄昭君） 経過を申しますと、あそこの候補地を教育委員会で候補地として上げたときに、やはりあそこを利用している人たちのこともあって、平方メートルを3,500ぐらいにしました。そして、そこにはやはりこれ8,000食必要なんだけど、当初は5,000食、小学校分だねという話になったわけですね。あとの中学校分は最初の資料にありましたように、民民の——民間のスクールランチ方式、そういうものを取り入れようというようなことでいました。ところがそれを中学校部分にやるにしても、民間のほうにするにしても、市内でやらなければ意味がないというんですか、よその市でつくってもらったものを市の中学校へ運んでもらうというのは、やはり大いに問題があるとすると、市内の土地で工業地域でそういう施設をつくって、民間に全部頼むというのもなかなか大変だということになっていました。

そうこうしているうちに、これはそうこうしていると——本当にそうなんですけども、九州のほうで8,000食をつくる施設で3,500平方メートル程度のところで作るという情報を入手しました。それをよく調べていくと、それではうちのほうだって8,000食はできるだろうと、そういうところから、やはりそれから中学校の給食も市が直接やると、いわゆる民間に全部を委託する、頼むということじゃなくて、立川市とか中学校そうなんですけども、そういうんじゃないかと市がかかわってつくっていかうと。それは、給食センターの中に中学校部分も入れると、そういうほうがいいだろうということで8,000食の案が出てきたということで、そういう経緯がありますので、当初から8,000食だったという話ではありません。これから、ですからとりあえず候補地をある程度確定しなければその先に行けませんから、今その状況であります。ですから、その具体的な作業はまだ手つかずというのが現在であります。

以上です。

○学校教育部長（阿部晴彦君） こちらにつきましては、建物の状態ですね、保存状況（尾崎利一委員「法律に定められた何かあるんですか、そういう言葉が使われているから」と呼ぶ）現在の文部科学省の基準に耐久の度合い、耐えられる度合いというものがある、施設の保存状況ということがあります。（「文科省の基準から危険建物」と呼ぶ者あり）危険建物という定義というものが、保存状態に応じて、例えば柱だとか、はりだとか、そういう関係のものがきちんと保存状態がいい、良好なのかどうかということで、それを下回れば状態がよくないということでございまして、経年劣化の状態、経年劣化とほぼ同じ意味だと考えております。古くなり、そこを補強しなければ当然弱くなるということで、耐力というんでしょうかね、耐える力が乏しくなるということでございます。これは先ほど申し上げましたように、平成に入った当時から、平成8年ですか、もうその当時の報告書にも心配がされているものでございました。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 文科省の基準に基づいて、この言葉が使われているということでもいいですかと言っているんです。

○給食課長（猿橋壽一君） そのとおりです。

○委員（石川庄太郎君） 細かいことはお聞きするつもりはございませんので、まず2点ほど最初にお聞きします。

この報告書にも載っておりますけれども、既存不適格建築物というような形で載っておりますが、これに気がついた時点で、いつこの状態になったの気がついたのか。その時点で計画をどのように考えていたのか、まず1点お伺いします。

それからもう一度、先ほど教育長の報告の中で現状の第一、第二については、用途地域の関係で建築ができないというような報告でございました。そして、たまたま桜が丘の土地があったから、そこを目標にしているというような内容のお話もございましたし、この報告書を見ましても想定地を桜が丘になっておりますけれども、もしあのグラウンドがなかった場合に、どのように計画を進めていくのか、まず最初にその2点ほどお聞きします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 当市の給食の計画、9年3月以降計画がストップしておりましたけれども、平成20年に再検討を始めるときにさかのぼって、当時どんな内容だったのか調べてみた中では、今の施設には先ほど申し上げましたように、本来的には建ててはいけないということになってしまっているという、既存不適格という状況というのは把握しております。

○**教育長（佐久間栄昭君）** 第一、第二センターが老朽化しているという話は、今の職の前に市長部局にいるときからいろいろ話があって、これについては建て替えて大きくできないならば、中の施設を立派にしてしのぐよりほかはないですねという話を、今はこっちに来ていますが、違うところで言っていました。でもそれはやっぱり個々食器とか、市民の皆さんの要望には耐えられないということがあって、それで今の教育委員会に来て話をしている中で、もしなければやはり市はどこかに土地を求めなきゃいけませんので、それは住居地域はだめなわけでありますから、そうすると工業地域の中であいているところというところ、本当にごく少ないところというふうになりますね。やはりそういうことでいうと3,500平方メートルといったら1,000坪ですから、そういうふうな土地はなかなか見当たらないということになります。ただ、あそこがなければどこかに土地を求めてつくと、それも工業地域内じゃないと新設ですからだめだということになるというふうに思います。

○**委員（石川庄太郎君）** 過去にさかのぼって、いろいろ問題をほじくり出すつもりはありませんけれども、要するにもうすべて最初の目的からいって、自分は計画が甘いんじゃないかと思っているんですよ。すべての市の土地の取得につきましても、保健センターはこれ別問題ですけども、暫定リサイクルセンターの問題も出ておりますけれども、やっぱり区画整理事業ですとかいろいろやってきたわけですから、その時点でこの給食センターが例えば10年、20年前にもうだめだとわかっていたんですから、その時点で計画して土地利用の問題ですとか、土地区画整理事業について、そこを用途地域を変更するとか、あうようにするとか、そうやって——学校の統廃合の問題も出ておりますし、土地の取得の問題も出ておりますけれども、やはり10年、20年前からこういう大きな問題は計画してなかったのが大きな間違いじゃないかと。今グラウンドあるからいいけども、もしなかったら用地を取得した場合には、多分今の財政じゃ買えないと思うんですよ。もうこれ10年、20年前にわかったことですから、これ今言ってもどうにもなりませんけれども、そういう部分においてこれからの行政、やはり根本的なそういう部分をもう一度——あるからつくれるけど、なかったらどうしますと言ったら、こんな今論議する問題ないですよ。こんな計画できている状態じゃないんですから、そこをもう少し原点に戻って、これからしっかりと行政運営していただきたいと思います。それは、この問題じゃないけれども、この土地の取得について、そんなような考えで自分はおりましたけれども、今後の行政運営にそういう形の中で、先取りをするわけじゃありませんけれども、そういう形の中でこの件については一応要望の形でおきます。

○**委員（関田 貢君）** 私もこの土地利用について、給食センターがこの位置に決まるということ、この皆さんの報告書を読ませてもらうと、この報告書の中できちっと報告されてないんですね、土地の利用形態のことについて言えば。これ平成5年12月に東大和市の給食検討委員会の報告書ができていますね。そのときに、

今他の委員が言ったことと僕はそのときの議員の立場で——東大和市の工場地域83.3ヘクタールの用途地域があった。その経過を見ても、東大和市は用途地域の問題が第一センター、第二センターが変わってきたということで、老朽化になったということは、ここに載っているわけですね。老朽化になって42年たって、私もさきの委員会のときに質問しましたけれど、この老朽化になった建物がもう42年現在たっている第一センター、そして第二センターが36年たっていますね。この当時に土地を手当てしなかったという、僕は先代の市長さん、土地手当てしたと思うんですよ。あの土地を、工場地域の桜が丘の土地は最初2,000坪買ったとき、約2,000坪、正式に2,000坪じゃないんだから、その2,000坪を工場地域の土地を最初買ったのは給食センターで買ったはずなんです。そういう土地の経過をきちっとここに載せておかないから、こんなおかしな質問されているんですよ。

だけれど、土地を2,000坪求めたときの、工場地域の中に2,000坪求めたというのは、先代の市長が求めた実績があるんですよ。ただ、そのときに使用目的を変えられただけなんです。そういうことの使用目的が2,000坪の土地を変えられて、その南の今の土地は十一小の東京都が土地をあそこに将来、桜が丘の学校が必要なときに東京都の学校用地として、東京都の土地があったわけですよ。その土地を東大和市が買ったんですよ、東京都が学校——用途地域の計画がないということで、その土地を買ったところが市民広場になって、市民広場と給食センターの2,000坪の土地が計画が変更になっちゃっているんですよ。そういう土地を買ったときの用途地域の買った土地、目的をきちっとそのときは買ったんだから、その目的をちゃんと変更になっていったことをきちっとここで説明すれば、今みたいなおかしな問題、質問が出てこないですよ。計画がずさんみたいなことを聞かれるんですよ。私はちっともずさんじゃないと思っていますよ。そこ違いますか、そのところの説明をきちっと今の理事者、副市長なんか、その説明をきちっとしたらどうですか、それ。

○教育長（佐久間栄昭君） 今2,000坪と言っているのは、老人のある、あそこですね。あそこは、実は今の職員の中ではその事情を知っているのはだれもないんです。その書類も、それに目的はどうだというふうな話ですが、書類が残っていません。私もこの会議に当たり、あそこは給食センターをつくるんだということで買ったという話があるからどうだと聞かれたんですけども、それは部署もあつたんですけど、知らないというふうなことは答えました。

もう一つの市民広場は御存じのように、基地の跡地に住宅ができる。1,000戸建ると1校というような昔は約束だったんですが、あそこに1,000戸は玉川上水駅の前にできましたけども、それでもう学校はほかの既設の学校で使用できるということがあって、あそこは学校として本当は東京都がくれるはずだったんですね。ところがそれがなくなったために、あその土地を東京都から東大和市は買ったかどうかということで、当時全額、それこそ全額借金でもって買ったというようにいきさつが今は残っているわけですね。やはり、そのときに大きな目的を持って買ったわけじゃなくて、東京都があそこに土地があるんだから、東大和市はせっかくだから買いなさいよと言ったのが、今の市民広場になったということでありまして、事務の流れを御批判するのはしょうがないとしても、事実その内容については、書類等は何も残っていないというのが当時の2,000坪のほうの状況です。

○委員（関田 貢君） 開発指導要綱の中で一番最初に2,000坪の土地は、教育でセンターつくるということで、教育の予算で最初は2,000坪買ったんですよ。それが、すぐ2,000坪の土地の内容を変えられちゃった。一番最初の開発公社で買った土地の目的はそれだったんですよ。それで2,000坪とにかく買わなきゃいけないと、短期間で買ったんですから、それは大変な事務だったんですよ。今は書類がないということは、それはそういう

過去でいいですよ、そのときの書類がないと言うんだったら。私たちは、議会で開発要綱の中、あるいは開発公社で買うときの一番最初のときに、そういう問題があったんです。ですから、そういう教育で買うということで我々に説明があって、45億円で買うということが出たんですから、それでそれが40億円で変更になって買ったわけですよ。それで、今こっちの桜が丘広場は駅前広場を5カ年月賦で買って西武の土地を競り上げたようなことの買い方を、またここでやるんですかということで、あれも開発公社で買うときに、開発公社で一括で買ったらどうだと。そうしたら、確かにあれは道路部分と土地等で広場の将来道路部分を残して、道路部分を買って、あれは一括で買ったはずなんですよ。平成3年のときですよ。だから書類がないはずがないんですよ。そういうことが、私たちはあんな大きな45億円を出して、先代の市長がそれをみんなの前で議会に諮ったときに、根拠がなくて45億円を今の用途地域で買ったかと言ったときに買ってないですよ。そんなことを、書類がないなんて言うから、今までの書類の過去の——給食センターが古くなったから、土地を買わせてください、土地を買った、だけど建物事情が変わったからと、そういう事情をちゃんと説明しておけば、今こんなおかしい質問しないで済むんですよ。

だから、今の現状では、今土地問題ということは、工場地域のあり方がきちっと変更していったときに都合が悪いときは書類を隠しちゃう、都合が悪いときは書類がない、課長決裁だなんておかしいことを土地区画事業の中にもありましたけれど、そんなような風習で説明してきちゃったんですよ。今回も45億円ですよ、あの約2,000坪を買ったときに。それで、45億円を私たちに反対されて5億円まけて40億円で買ったんじゃないですか。そのときの最初の言葉を皆さん事務方が忘れちゃって、その書類もないなんて言ってとんでもないことだよ、それ、経過がわからないって。だから、土地利用計画をきちっと教育委員会だって、そういう土地の流れをきちっと整理しておけば、こういう問題というのは土地利用計画というのを、僕はもっと大事だ、大事だと、先般も工場地域の用途地域の問題、土地利用計画の問題というのが歴史をきちっとしなさいというのは、そういうことなんですよ。何のために人口があそこはふえてきたかというの。やっぱり、そういういろんなことが、あそこにはもう山積みいろんな諸問題を抱え込んである桜が丘の区域は。ですから、そういう歴史もきちっと整理しておかないと、今みたいな質問が僕は出るんだろうと思うんですよ。違いますかね、もう一度お願いします。

○教育長（佐久間栄昭君） いろいろおっしゃられますが、私としては申し上げようがないと言うと失礼ですけども、そうになってしまうんですね。だから、桜が丘市民広場のときは、近くにいましたから、その事情というのは調べることもあるし、記憶もあります。ただ、その2,000坪については正直なところ、全くわからないというのは私の今の状況であります。

○委員（粕谷洋右君） ちょっと1点だけ、陳情理由の最後のほうに、「引き続き、市内の全小中学生に、よりよい学校給食が提供されるよう、お願いいたします」というようなことも書いてあるんですけども、現在の東大和市学校給食センター運営委員会、それから専門部会で検討されている案があるわけですけども、その案はそれらの願いにかなったものであると、どんなふうにお考えでしょうか。

それから、運営委員会、専門部会での検討内容や意見等、ホームページで紹介されていると思うんですが、このホームページに対する市民の反応、これはどんなものがありますでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 検討されております運営委員会、専門部会の検討の中では、すべての全小中学生に子供たちに給食を今後とも引き続き提供してほしいということがあります。そのためには、新しいセンターを早急に建設してほしいという、そういう一定の方向性が示されております。今引き続き市内の全小

中学生によりよい学校給食が提供されるよという陳情理由のものがございますが、よりよいという意味では、食の安全が図られるということと個々食器の導入も実現できれば、その意味でよりよいということで陳情者の願いをかなえられる内容だと認識しております。

○給食課長（猿橋壽一君） 私ども給食課としましては、情報提供をしたいということで、市民の方にできるだけ多くの方に見ていただきたいということでホームページをつくっておりますが、要望とか、御意見等が特に今のところございません。ただ、この間11月にたしか五小だったと思うんですけども、小学校のほうで試食会がございまして、その中で皆さんが私どもの計画をかなり承知されているんじゃないかなというふうなことは思いました。というのは、試食会をしたいという前に、こういった計画を説明してくださいというようなお話がありました。そういう意味では、やはり皆さんホームページをごらんになっているんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） いろいろ意見が出ましたところなんですけれども、この際動議を提出させていただきます。

まず、私ども現地を今までのいろんな活動の中でごらんになっていると思いますが、最新の現地を見るということで、それぞれのセンター、それから桜が丘の市民広場を含めて、実地調査をちょっとさせていただければというふうに思います。その上で調査検討が必要だと思われまので、継続審査ということで動議を提出させていただきます。委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（大后治雄君） ただいま御殿谷委員より、現地調査をとの御提案の動議がございました。

本動議につきましては、委員長におきまして事務局と調整の上、後日実施することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議がないものと認め、さよう決めます。

同じように、ただいま御殿谷委員から本件を継続審査とされたいとの動議が提出がされました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件を継続審査と決めます。

○委員長（大后治雄君） 次に、21第10号陳情 学校給食計画（案）の撤回・再検討を求める陳情、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本陳情につきましては、さきの第9号陳情が継続審査となっておりますので、その審査終了を待って審査に入りたいと思っておりますので、本陳情につきましては継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで10分間休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 22 分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情、本件を議題に供します。
朗読いただきます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情

○委員長（大后治雄君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 陳情理由を読ませていただきますと、陳情者大変今困っておられるようなので、ぜひこれは市としても親身に相談に乗ってあげていただきたいと思います。その上で、ここで一つは学童クラブも使えないというようなことや、さわやかサービスもかるがもに比べると高額だとか、それから外出支援が足りないとかということがいろいろ書かれているわけですが、この方の状況を解決するためには、子ども家庭支援センターのかるがも一時保育とここで書かれていますけれども、ここで受け入れる以外にほかの方策がないのかどうかというのが1点です。

それからもう1点は、かるがも一時保育の年齢制限を引き上げることができるのかどうか、要するに法的に可能なのかどうかということを伺いたいと思うんですが。

○子ども生活部長（木内和郎君） まず、子ども生活部所管の部分で回答させていただきたいと思います。

1点目のかるがも以外で受け入れることができるのかということでございますが、陳情者の方の理由の中にもございますが、学童保育も使えないということで御記入ございますが、学童保育の入所要件といたしましては、お子さまの要件は市内在住者及び小学校1年生から3年生までの者、ただし心身に障害を有する方は6学年までの者と、それだけでございます。また母親と申しますか、保護者の要件といたしましては、労働、疾病、障害、介護等によりまして、家庭において児童の適切な監護に当たれない者、それだけでございます。そういったことからこの学童保育に、別に市外の小学校に通っていても一定の条件に合致さえしていただければ入所は可能でございます。そういった意味から、この御本人、連絡等がございましたら、学童保育のほうにとりあえず御相談してみたらいかがということで、連絡をとりたいと思っているところでございます。

もう1点ですが、かるがも一時保育につきましては、法に基づいた事業かということでございますが、一時保育事業につきましては、児童福祉法の第6条の2第7項の規定に基づきまして、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、一時的に預かり必要な保護を行うとされてございます。また、同じく児童福祉法第4条の中で、乳児または幼児の年齢要件が書いてございまして、乳児は満1歳に満たない者、幼児とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者ということで定義されております。したがって、一時保育といえども保育の一環でございまして、これにつきましては福祉の最低基準、あるいは年齢制限、そういったものを設けさせていただいて実施しているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 福祉部所管の外出支援の関係を御説明いたします。

障害者自立支援法に基づく障害者地域生活支援事業規則を市で定めております。これによりまして、屋外で

の移動が困難な障害者等が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために介護者を派遣する制度としております。対象は学齢児以上で障害がある方でございます。御利用いただく時間が決まっております、中学生までは月当たり13.5時間までとなっております。ただし、この移動支援事業は通学に関しては対象外としているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、一つは市内の学童クラブに通うことは可能だということですね。

それから外出支援の問題ですけれども、通学はだめということですけども、やはり学童クラブへ行く帰るといふのも、やはりその通学の範囲に入るんでしょうか。

それから、年齢制限引き上げというのは、今の御説明だとこれは不可能だという理解でよろしいんでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 先ほど申しました理由によりまして、年齢制限の引き上げは現制度では不可能でございます。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 日常的なものになるものについては、不可ということでございます。特別であればということもございますけれども、日常的にやるというものにつきましては、常時必要なものというような方につきましては、対象外ということでございます。

○委員（御殿谷一彦君） 今かるがものお話が出ていたわけですけども、今かるがもの利用状況、どのような状況になっているのか教えてください。

○子育て支援課長（関口順孝君） 数字は20年度になりますが、利用者としまして、半日利用が393件、1日利用が1,188件、合わせて1,581件ですね。これ稼働日とこの半日を1日に換算しまして、稼働率をみますと94.5%の稼働率になっております。今は定員は5名ということでやっております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 一応94.5%、いろいろ見ると100%という意味だと思いますけども、例えば10名希望があるんだけど、5名しか受け入れられなくて100%なのか、約5名ぐらいの希望で5名だから100%なのか、その辺をちょっと状況をお聞かせ願いたいんですが。

○子育て支援課長（関口順孝君） 大変申しわけありません。1カ月前に毎日の予約をとるような形をしておりますが、週に3回利用できるんですけども、個々の毎日毎日が、どのくらい来てどのくらいかということについては、数字的にちょっと把握しておりません。ただ、抽せんをするような状況でして、今の状況、答えにならないかもしれませんが今準備をしております、5人の定員を10人に引き上げるような準備をしております。22年度の4月からは、5人を10人に引き上げるというようなことをやっております、10人でも恐らく今のような稼働率でいくんではないかというふうなことを予測しております。

課題をちょっと申し上げますと、今後さらに課題としますと、かるがもでは逆に年齢の引き下げをというような御意見も議会等で出ております。これは、今1歳以上学齢児までということなんですが、これをゼロ歳児からということですので、今の状況の物理的にもなかなかそういうふうな保育の環境が確保できないということで、さらに検討しなくちゃいけないんですが、これもこれからずっと検討していく中では、ゼロ歳児の生後6カ月以上とか、そういうふうな切り下げをしていかなければならないのかなというふうに現場では思っております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） ちょっと陳情とは離れてきますけども、今既存のかるがもの機能を充実させるだけでも課題がたくさんあるというふうに理解させていただきました。

それから、幾つかの選択肢があるということは非常に大事だと思うんですけども、先ほどの幾つかのサービスがあるというお話を伺いましたけども、この中で市内NPO法人の利用という話があったんですけども、どのような法人が利用できるのか、参考に教えていただけますでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） 現在市内に2法人ございまして、この事業は地域生活支援事業というところで位置づけをしているところでございます。これは、放課後を楽しく過ごせる創作遊びとか、音楽遊び等を取り入れている事業を行っているところでございます。要望によりましては、その施設までの送迎もしていただけるというような制度でございます。ただ、費用が個人負担が1回当たり1,500円程度かかると、もちろん送迎は別でございます。ですから週に4回やると6,000円、月になりますと2万四、五千円は御負担いただくというところでございます。

なお、この法人に対しまして、市では年間で約550万円ずつほどの補助をしている事業でございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） いろいろこういう障害を持っている御家庭、御家族の方々に市のほうとしても、いろんな経済的な援助、手当てをしていると思うんですけども、その辺についてちょっと御説明いただけますでしょうか。

○委員長（大后治雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○障害福祉課長（原 與四雄君） 今お尋ねの件でございますけども、考えられるのは心身障害児の福祉手当、月額6,100円でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 経済的に助けられる限度、そこまでということで解釈してよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長（原 與四雄君） ほかに経済的に金銭を渡すというようなことサービスはございません。

○委員（御殿谷一彦君） 税金の控除等はいかがなんでしょうか。

○障害福祉課長（原 與四雄君） それにつきましては、さまざまな福祉サービスがございますので、定率の負担とかということでございまして、それに基づいて決めさせていただくわけでございます。

○福祉部長（榎本 豊君） もちろん扶養にお子さんが入っていると思いますので、障害がある場合には障害の加算が控除の中では見られているというふうには考えられます。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

21第12号陳情 かるがも一時保育の年齢制限に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（大后治雄君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情

○委員長（大后治雄君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（石川庄太郎君） この内容の件につきましては新聞報道等によりますと、全国の各市町村でこの問題について取り上げて、議会で採決して意見書を取り上げているような報道もされておりますけれども、全国的ではなくて結構なんですけど、東京都26市含めて、都内でどのような状況になっているのかお聞きしたいと思っております。

○子ども生活部長（木内和郎君） 今回の改正貸金業法の関係の陳情につきましては、26市の状況、申しわけございませんが把握してございません。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

21第13号陳情 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21第14号陳情（仮称）東大和市総合福祉センターの早期建設を求める陳情、本件を議題に供します。朗読いたさせます。

○議会議務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

21第14号陳情（仮称）東大和市総合福祉センターの早期建設を求める陳情

○委員長（大后治雄君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 今陳情趣旨読み上げられましたけれども、市のほうで今後これについてどのように考えられているのか伺います。

それから、議会への説明についてどのように考えられているのか伺います。

○福祉部長（榎本 豊君） 今後の予定でありますけれども、さきの本会議で一般質問でも何名かの議員さんから質問いただいたところで答弁した内容と同様でございますけれども、現在基本計画を策定しておりますけれども、基本計画（案）の原案ができていますところがございます。検討委員会を11月に第6回目を終了いたしまして、そこでほぼまとめ上がったんですけれども、その席上でもまた意見をいただいているところがございますので、12月中にその意見をまとめたものを委員さんに送付いたしまして、1月にはまとめ上げようと考えているところがございます。

予算につきましては、平成22年度に向けまして基本設計の委託料の予算要望をしているところがございます。

議会に対する説明でございますけれども、基本計画（案）の原案がまとまったところで、1月の末に説明をする予定で、日程は未定でございますけれども、1月の末を目途に説明の機会を設けさせていただきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） まだ一生懸命——今市側も改めてやっておられるようでございます。この際、動議を提出させていただきます。

本件につきまして、継続審査ということで動議を提出させていただきます。委員長において、よろしくお取り計らいのほうお願いいたします。

○委員長（大后治雄君） ただいま御殿谷委員から本件を継続審査とされたいとの動議が提出されました。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件を継続審査と決します。

○委員長（大后治雄君） これをもって平成21年第7回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時49分 散会